

【研究ノート】

## 保育ソーシャルワークの独自性 —保育所における実践モデルの構築をめざして—

飯塚 美穂子\*

**要旨：**近年の子育て家庭がおかれている状況と保育所・保育士に求められている役割をふまえ、保育ソーシャルワークが必要とされるようになってきた背景を法制度の変遷や統計資料を整理することによって明らかにした。また、先行研究のレビューを通して、保育ソーシャルワークの研究動向・論点の整理を行い、本研究における到達点としては、次のように提示したい。保育ソーシャルワークとは、子どもの最善の利益の尊重を前提とし、ケアワークを基盤として展開される【連続性】。それは、日々、子どもと保護者の状況を把握し理解することによって課題を早期に発見、対応し、予防ができるという強みをもち【日常性】、専門職と保護者との間の相互作用を活かして行われる【相互性】。さらに、本研究においては、「連続性」や「日常性」がより重視される保育所における実践に着目し、「保育士モデル」と「社会福祉士モデル」という2つのモデルを試案した。

**Key Words:** 保育所, 保育士, ソーシャルワーク, 実践モデル

### 1. 研究の背景と目的

今日、家庭における人間関係の変容やさまざまな家族の形態がみられるようになり、複雑な生活課題を抱える要支援家庭への対応が急務となっている。子育てへの不安を抱える保護者や孤立する子育て家庭の現実が表面化し、悩みがうまく解決されずに不適切な養育環境に陥ってしまうケースも少なくない。そのような社会状況に鑑み、子どもや保護者と最も身近に接する児童福祉施設である保育所と、保育士等に求められる個別支援等の役割もいっそう高まり、保育ソーシャルワークの必要性が叫ばれるようになってきているが、保育ソーシャルワークの定義や実践主体、展開される場や対象については、その体系化をめざして議論が行われながらも、一定のコンセンサスは得られていない。

2015年4月より本格実施された子ども・子育て支援新制度においては、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えることを柱として掲げ、多様な保育・子育て支援の充実が推進されてきた。なかでも保育所は、目の前にある福祉課題（特に貧困家庭）に対応して設立され、「家庭養育機能の補完」とともに「地域における子育て支援の拠点」としての社会福祉的機能を果たしてきたという歴史的経緯をもっている。2004年の児童福祉

2018年9月24日受付／2019年4月18日受理

\* 洗足こども短期大学幼児教育保育科

法改正によって設置され、地域における要保護児童とその家族を見守り支援する「要保護児童対策地域協議会」においても、保育所は重要な構成メンバーとして位置づけられている。

一方で、児童福祉法（第 18 条の 4）に「専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」とあるように、保育所の保育士が行うのは「子どもに対する保育」と「保育指導」であり、ケアワークが中心となる。それらに加えて、ソーシャルワークの原理や価値・知識・技術を深めたうえですべての保育士が日々援助を展開することは容易ではないであろう。2011 年以降、保育士養成課程においては、この「保育指導」を習得するために「保育相談支援」が設置されているが、カリキュラム改定により科目の再編が行われ、2019 年度から「子育て支援」という新たな科目が導入される。柏女ら（2009：57）は、保育士の保育相談支援技術の体系化に関する研究を実施し「保育士の行う保護者支援は、子どもの生活とより密着した事象を通じた支援であり、子どもと保護者の日常つまりは生活総合性に根ざす支援である」ことを提示した。それは、子どもと保護者の豊かで安定した生活＝well-being を実現するというソーシャルワークの原理とも一致する。また柏女（2010：98）は「保育相談支援はケアワークの中に位置づけられる技術体系」「保育は社会福祉学においてはケアワークに位置づけられていて、ソーシャルワークと接点を有する技術体系」と整理できるとし、「両者に重なる部分は当然存在する」、「その重複部分が保育者が担う保育ソーシャルワーク部分であるといつてよい」と述べている。ソーシャルワークとケアワークの関連について、浅原（2017：59-60）は、社会福祉士と介護福祉士の資格制度の成立過程を検証し、ソーシャルワークとケアワークの分離に至る過程を分析している。そこでは「介護職が相談援助を担ったのは、現場にソーシャルワーク専従職員がいないからではなく、介護職が『単なる事実行為としての介助をする職業』という認識でなく、それは介護職として必要な職務として認識してきた側面もあろう」とし、介護現場の実践においてケアワークとソーシャルワークを切り離すことの難しさを指摘している。そして、保育所においてケアワークとともにソーシャルワークが必要とされるのは、子育ての困難さを抱える家庭が増加しており、その対応を保育士等の福祉専門職が行い、子どもの権利を守り、保護者の子育てを支えている現実がみられるからである。さらに、保育所に入所している子どもたちは、就学前の乳幼児であり、自己の権利の主張や行使が難しく、専門職がその権利を擁護し、個々の声を代弁することが求められる。それは浅原の指摘するような介護職の実態と同様に、保育所でもソーシャルワークが「必要な職務」として認識されているからこその実態であるといえるだろう。

これらの現状をふまえたうえで本研究においては、保護者の子育てを支え、家庭が抱える多様な課題に対応してきた保育所におけるソーシャルワーク実践に着目し、保育ソーシャルワークの独自性と課題を明らかにするとともに、保育所で活用しうる実践モデルの構築を目指したいと考える。

## II. 研究の視点及び方法

近年の子育て家庭がおかれている状況と保育所・保育士に求められている役割をふまえ、保育ソーシャルワークが必要とされるようになってきた背景を法制度の変遷や統計資料を通して整理する。また、先行研究のレビューを通して、保育ソーシャルワークの研究動向・論点の整理を行い、その独自性や実践主体について明らかにするとともに、現時点における実践モデルを試案する。本研究は、公開されている文献や刊行物等の資料を中心に分析を行ったものであり、個人情報の取扱い等について特に配慮を必要とするものではないが、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守すべく、研究を進めるにあたっては倫理的問題が生じる可能性について事前に十分検討し、最大限の配慮を行った。

## III. 結果

### 1. 保育ソーシャルワークが必要とされる背景

保育所における保育の内容や運営について示した「保育所保育指針」は、1965年に策定・施行されて以来、今日まで4度の改定を重ねている。本研究では、保育所におけるソーシャルワーク機能に焦点があてられるようになった第2次改定(2000年施行)以降を取り上げ、保育ソーシャルワークが必要とされる背景について保育所保育指針の変遷とそれに伴い進められてきた保育士養成課程の見直しの経緯を手がかりとして整理を行った。

第2次改定では1997年の児童福祉法改正に対応し、保育所における地域子育て支援の役割が明記され、相談援助技術の基本を重視することや関係機関との連携を密にすることで、子育て家庭の援助にあたらなければならない、としている。児童虐待等への対応についても新たな項目を設け、虐待の早期発見と対応、関係機関との連携の必要性を明記した。この改定をふまえ、保育士養成課程においては必修科目として「家族援助論」が新設された。家族を取り巻く環境の変化等に鑑み、保育士に求められる家族援助や保護者支援のスキルを習得し、保育士の役割の拡大に対応することを目的としている。2001年の児童福祉法改正では保育士が国家資格となり(第18条の4)、児童福祉分野の専門職である保育士の役割について、児童の保育のみならず、保護者への支援を行うことが明記された。2003年8月、「社会連帯による次世代育成支援に向けて」(次世代育成支援施策の在り方に関する研究会)(厚生労働省2003:10)においては、家庭や地域における子育て力の低下が著しい等の、子どもと家庭を取り巻く環境の変化や、核家族化の進行や父親の長時間労働、近隣関係の希薄化など、子どもを巡る地域ネットワークが弱体化していることをとりあげた。ここでは、「保育所等が広く地域の子育て家庭の相談に応じ、虐待予防などのソーシャルワーク機能を果たしていくこと」、「一定の実務経験を積んだ保育士等をこうした役割を担うスタッフとして養成する等の取組を進めていくことが必要である」と提示している。

2008年には、保育所保育指針の第3次改定が行われた。「保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化」「保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援」「子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性」など、多くの内容が盛り込まれた。特に保護者に対する支援の基本として、「子育て等に関

する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人ひとりの自己決定を尊重すること」と示されている（第 6 章 保護者に対する支援）。保育所保育指針解説書（第 3 次改定版）（厚生労働省 2008：184）によれば、この項目は「相談・助言におけるソーシャルワークの機能」とされている。この第 3 次改定をふまえて、保育士養成課程においても保育現場の実情に合わせた見直しが行われる。「社会福祉援助技術」を分割し、保護者に対する保育指導を学ぶ「保育相談支援」が新設されると同時に、「社会福祉援助技術」は「相談援助」へと変更、「家族援助論」は「家庭支援論」へと名称変更されている。

第 3 次改定以降の保育所の状況をみると、保育所における「支援が必要な家庭」の増加等も顕著である。全国保育協議会が実施した「全国の保育所実態調査」（全国保育協議会 2008：91-2）によると、「生活面、精神面で支援の必要な家庭の有無」について、それらの支援が必要な家庭が「いる」が 57.9%を占めている。2011 年の同調査（全国保育協議会 2012：62-3）によると、その割合は 61.5%となり 6 割を超え、さらに 2016 年の同調査（全国保育協議会 2017：93-4）でも 62.9%が、生活面・精神面などで支援の必要な家庭が「ある」と回答しており、前回調査と比較すると、同様の分布となっている。また、児童虐待への対応状況をみると、2008 年調査（全国保育協議会 2008：93-4）の時点で、虐待の相談件数が 1 件以上あると回答した保育所は 22.9%と約 4 分の 1 であったが、2011 年調査（全国保育協議会 2012：64-6）では、児童虐待が疑われる家庭がいると回答した保育所は 28.7%と、全体の約 3 割弱を占め、2016 年調査（全国保育協議会 2017：95-7）では、32.9%の施設が児童虐待のある、あるいは疑われる家庭が「ある」と回答している。これらの調査結果からは、6 割を超える保育所において、何らかの支援が必要な家庭が存在すること、3 割を超える保育所において、児童虐待への対応が求められていることが明らかとなり、保育所における家庭支援がいっそう必要となっているといえる。

2017 年には保育所保育指針の第 4 次改定が行われ、2018 年 4 月に施行された。保育所保育指針解説（厚生労働省 2018：328-38）では、「第 4 章 子育て支援」において、「保育所における保護者に対する子育て支援は、子どもの最善の利益を念頭に置きながら、保育と密接に関連して展開される場所に特徴がある」とし、保護者に対する相談・助言における基本的な姿勢や態度についての留意事項は、旧指針と変わらず示されている。さらに「保護者との相互理解」を深めたうえで、「保護者の状況に配慮した個別の支援」「不適切な養育等が疑われる家庭への支援」が必要であると明示し、保育所の専門性を活かしつつも、関係機関との連携を図りながら支援することが重要であると述べている。このように、保育ソーシャルワークが取り上げられるようになってきた背景としては、深刻化する児童虐待問題と子どもの貧困、格差の問題など、家庭・家族の変化や養育環境の不平等が顕在化してきたことに対して、保育所がその専門性を活かして対応すべきであるとの指摘がなされており、関係機関と適切に連携を図りながら、子育て家庭が抱える福祉的課題に対応するために、ソーシャルワークの機能を備えておくことがより不可欠になっているといえる。

そして今日、保育士養成の制度は大きな転換点を迎えている。前述のように、第 4 次改定をふまえて、2019 年 4 月より新カリキュラムによる保育士養成がスタートする。ソーシャルワーク関連科目については、「相談援助」が他の関連科目に分割・吸収され、制度

発足当時と比べ、科目数・単位数ともに減少している<sup>1)</sup>。保育所において家庭支援が必要な現実があるにもかかわらず、実質的な単位数削減が行われたことについては、保育士が児童福祉の専門職であり、子どもや保護者を支えるという視点の欠如ではないかという懸念が払拭できず、保育現場が抱えている課題と保育士養成が乖離していくことが危惧される。

## 2. 保育ソーシャルワークの研究動向と論点

### 1) 保育ソーシャルワークとは何か

2013年に設立された日本保育ソーシャルワーク学会は、『保育ソーシャルワーク』とは、子どもの最善の利益の尊重を前提に、子どもと家庭の幸福（ウェルビーイング）の実現に向けて、保育とソーシャルワークの学際的領域における新たな理論と実践としてとらえられている」と示している（日本保育ソーシャルワーク学会 2013）。保育ソーシャルワークの研究動向を明らかにするため、国内で発表された「保育ソーシャルワーク」に関する論文について CiNii Articles を用いデータベース検索を行ったところ（2018年6月時点）、2000年代に入り論文件数が増加していた。これは、前述した児童福祉法改正、保育所保育指針改定による保育所機能の拡大及び保育士国家資格化（2001年）の時期と一致しており、先行研究にみられる定義は、今日に至るまで、さまざまな論者によって提示されている。

今堀（2002：186）は、保育士の社会福祉援助職としての専門性について考察し、「保育ソーシャルワークとは何らかの特別な取り組みなのではなく、日々の保育実践の“意識的な”積み重ねだということができる」として、保育実践の延長線上に保育ソーシャルワークが行われるべきであると指摘する。同様に鶴（2005：63）も、日々の保育実践から連続したうえで成り立つ、その独自性を強調している。事例研究を通して「子どもの主体性を尊重し、子どもの可能性を信じ、それを引き出すという保育の価値・原則は、親子（家族）の強さ（strength）や対処能力（competence）に対する尊重と信頼という、解決志向型の家族ソーシャルワーク——というよりも、ソーシャルワーク——の原則と共通する。保育士がソーシャルワークを理解し習得することは重要であるが、保育士によるソーシャルワークはあくまでも保育や子育て支援とリンクさせた形ですすめていかなくてはならないと考えている。それこそが保育領域におけるソーシャルワークの独自性であり、保育ソーシャルワークという実践モデルが理論化できる」と述べている。

自らの保育経験をもふまえて保育ソーシャルワークの必要性について提示したのは、森内・奥（2010：64）である。「保育におけるソーシャルワーク（保育ソーシャルワーク）とは、生活課題を抱える対象者（子ども・保護者・地域住民）と、その対象者の問題の解決に必要な社会資源との関係を調整しながら、対象者のニーズを充たしていくことで、対象者がよりよく生きることができるよう支える活動である」と定義づけ、「それは、対象者がただ受け身の存在で、そこに保育者が関わっていくのではなく、対象者のストレスに訴えかけていき、対象者がよりよく生きていくために必要な支援を行うということといえる」といった、保護者と保育者が相互に連携を取ることや保護者自身のエンパワメントにつながることの重要性について言及している。野島（2005：49）は、保育者に求められる能力としてのソーシャルワークをあげ、「親と子育て支援にかかわる専門職のか

かわり自体が、子どもと親・家族の権利を擁護していく営みである」とし、「保育者がエンパワメントの基本的知識を持ちながら子どもや親・家族とかかわる事により、子どもへの直接的な支援による発達をうながすとともに、子ども・家族の人権を配慮した、親・保護者への子育て支援につなげて行く事が期待できる」と述べた。親と子どもという権利主体に重点を置き、well-beingの実現を目指すことの重要性が示されているといえる。土田(2005:177)は、「保育所が真に子どもの権利実現のための機関となるためには、保育提供側の保育所とサービス利用側の保護者とが、まず子どもの権利擁護のために向き合い、対話によって互いの立場を理解しあい、子どもひとりひとりに応じた保育サービスを形成していくような実現が求められる。この実践のためには、保育士がソーシャルワークの視点を獲得することが有効である」と指摘し、子どもの権利擁護のために専門職と保護者の相互作用が不可欠であること、そのためのソーシャルワークの視点の重要性について述べている。

保育ソーシャルワークの機能について石井(2002:1)は、「保育所が社会的に期待されてきている保育は、単に保育所内の自己完結的な保育のみではない。子どもの属している生活空間や時間的な進行過程を望みし、アセスメントを行い、広い視野に立つ生活と発達の援助を行うことである。したがって、保護者に対しても強く影響力を持つ保育が期待されてきている。とくに昨今、家庭における子どもの虐待が増えてきていることに関しても、その対策として保育所が、セーフティネットの最前線にあるという期待が持たれている」と指摘し、保育所におけるソーシャルワークの予防的機能について言及している。また、蘇(2008:85-6)は、保育所保育士の役割について質的内容分析を行い「保育所は、法律上の義務を果たし、子ども虐待対策としてのセーフティネットの最前線としての期待にも応えられている」「ケースワークやカウンセリング技術の活用も多くが、子どもの送り迎えの際に行われるちょっとした相談が多く、日常的な関わりを基盤として気軽に関わる形の援助活動である」とし、日常的な関わりを通じた相談援助が重要であることを述べている。

これらの研究からは、保育ソーシャルワークとは、それ自体が独立して行われるものではなく、常に子どもの権利を守るという視点に立って保護者や家庭を支えるために、日常的な関わりのなかで早期発見・対応するというケアワークと連続性を持って進められるものであるといえる。

## 2) 保育ソーシャルワークの実践主体

同時に、保育ソーシャルワークを主として誰が担うのか、という実践主体についての議論も進められてきた。山本(2000:23)は「ソーシャルワークマインドをもった保育士の配置が最も現実的な(短期的)対応であると思われるが、保育士にのみ、その責任を負わせてしまうことは、現状においては非常に酷であるようにも思う」と指摘し、「新しい職種を保育所に配置することは大変難しい」としつつも、「現在の保育士が行うソーシャルワークではその内容自体に限界があり、社会福祉士など保育士以外の専門職種の配置を検討していくことも必要」と、今後の課題を提示した。新保(2004:114)も「保育士は、子育てに関するケアワーク的業務を中心としながらも、そのケアワーク的業務を行う中で蓄積されてきた、子どもと家庭をめぐる生活課題に対する知見をもとに、ソーシャルワーク的機能を果たすことも期待されている。この役割を最も担うことを求められているの

が、保育所の保育士である」と述べ、保育士の役割が広がりを見せている実態を指摘している。

保育ソーシャルワークとその主たる担い手について整理した柏女（2010：96-8）によると「個別援助活動，社会資源の開発，福祉的地域社会づくりの3つがソーシャルワーク援助のポイント」であるとし、保育ソーシャルワークとは「その一連の活動を保育分野において行うもの」であり、ソーシャルワーカーとは、「この活動を専門的に行う人」であるとしている。また、保育ソーシャルワークの主たる担い手としては「社会福祉士，ソーシャルワーカーであって，保育に関する知識・技術・経験を有する専門家」と「保育の専門家である保育者であって，ソーシャルワークの知識・技術・経験を有する専門家」の2種をあげ、「保育ソーシャルワークは，基礎的技術体系がソーシャルワークである」として，社会福祉士，保育士の両者が保育ソーシャルワークの担い手となる可能性を提示した。

土田（2011：27-9）は，ケアワークとソーシャルワークの関連を保育所における役割分担として提示した。土田は「保育所でのソーシャルワーク支援は，保護者による子育てが可能な状況においてのみ，実施される」としたうえで「日々の保育においては子どもへのケアワークを基盤として，子どもと保護者の関係性，保護者，子育て環境としての地域社会に働きかける」と述べ，保育所におけるソーシャルワークは，ケアワークを基盤としながらも，子どもとその保護者の関係性への支援という部分では重なり合うことを指摘している。さらに土田（2016：14-7）は，今日の保育現場で生じている課題について取り上げ「保護者のもつ課題も共感的に受け止めながら，子どもの権利擁護のために協同していく姿勢が求められる。保育所を利用する子どもとその保護者が示す課題の解決には，子どもの保護者だけでなくその環境に働きかけることの必要性を認識した際，ソーシャルワーク支援の必要性が浮かび上がる」と述べた。また，保育所におけるソーシャルワークについて「①ケアワークをソーシャルワークの一部としてとらえるか，別の専門性としてとらえるか，②現状の保育士の職務から専門性を抽出するか，（現状では実施できていなくとも）保育士の本来実施すべき職務から専門性を構築するか，という2点に由来する」と整理した。「保育士はソーシャルワーカーではないという方向性は明確に示されつつも、『保育ソーシャルワーク』という言葉が用いられるのは，従来の保育士の専門性だけでは対処が困難な事例が保育現場に増加しているからだ」と指摘し，保育所でのソーシャルワーク支援の可能性として「一つは，保育所にコミュニティワーカー等のソーシャルワーク専門職を配置すること，今一つは，保育所職員の中でコミュニティワークを含むソーシャルワーク支援を実施する支援担当者を決めることである」と，2通りの方法を提示した。

原田（2011：114）は，保育ソーシャルワークの担い手や場所は限定されないとしつつも「保育者が保育ソーシャルワークを行う利点として，毎日の子どもの様子を把握できること，子どもの成長や子どもの感情の浮き沈みを間近で把握できることであり，それが保護者の気持ちを理解できることにもなり，また励ますことができる。加えて，保護者に日々接することができること」をあげた。一方で，「保育者は毎日の保育業務が忙しく，ゆっくり保護者と面接できないのも現実である。園長や他の職種の職員も忙しい毎日である。可能なら，各保育所に『社会福祉士』などの資格を持つ，『保育ソーシャルワーカー』が配置されるのが望ましい」と，保育現場において理想と現実に乖離が生じていること，保育者がソーシャルワークを行うことへの限界を指摘している。

このように、誰が保育ソーシャルワークの主たる担い手になるのか、という問いに対してコンセンサスはみられないが、原田（2011：141）が提示するように「各保育所に社会福祉士などの資格を持つ保育ソーシャルワーカーが配置されること」は、一部の保育所では可能であっても、各保育所の人員配置の現状を考えると現実的ではないと言わざるを得ない。複数の研究者がふれているように、「保育士＝ソーシャルワーカー」と位置づけることは難しいが、土田（2016：15）が指摘するような困難事例が増加している背景をふまえると、各保育所において、ソーシャルワークの価値を理解し、技術を身につけ実践する保育士を育成していく必要があると整理できるのではないだろうか。

### 3) 保育ソーシャルワークの課題

柏女（2010：95）は、子ども家庭福祉分野におけるソーシャルワークについて「子どもや子育て家庭が抱える個々の生活課題に対して、その人に必要なソーシャルサポートネットワークづくりを行い、あるいはケースマネジメントによる問題解決を志向し、かつサービス利用後の関係調整等を行い、更に同種の問題が起きないように福祉コミュニティづくりを目指す一連の活動」としている。保育所においても、日常の保育実践を通して子どもと保護者の関係性に介入し、保護者に働きかけるという部分はソーシャルワークの手法と一致する。さらに課題解決のために関係機関と連携し、地域社会へのアプローチへと展開していくことが保育ソーシャルワークであるといえるだろう。

本研究を通して、保育ソーシャルワークの課題として明らかになったのは、保育所と保育士が抱える限界とそれを補い適切な支援を展開していくための保育所内外における連携やネットワークの必要性についてであった。今堀（2002：189-90）は、保育ソーシャルワークの可能性として「子育てをめぐる様々な問題は、親が抱え込むのでもなく、保育士が抱え込むのでもない。『子育て』という大変なそして大切な取り組みを共に担って行けるような協働性を、親と保育士、そして保育所内での連携、また他の施設や機関との連携、そして地域とのつながりのなかで開発していくことが必要である。保育ソーシャルワークがターゲットにすべきなのは、こうした『子育て』をめぐる協働性の開発である」として、保育士が連携し援助にあたることの重要性を指摘している。森内・奥（2011：23）も、今後の課題として「保育士という専門職だけではどうしようもない場合、様々な専門職との連携が必要となることはいうまでもなく、そうすると、保育士がいかにか『連携力』を持ち合わせているか、にかかってくる。これからの保育士養成にとっては、この『連携力』の育成という視点も入れ、新しい保育士像の実現に向けて、研究及び実践を積み上げていく必要を感じる」と述べている。そして、土田（2016：18）は、保育所でソーシャルワーク支援が成立する条件として、課題を生活全体とのかかわりの中でとらえるアセスメント力が求められるとし、そのアセスメントにつながる日々のケアワークは「①子どもの個別支援を重視すること、②エコロジカルな視点から子どもとその保護者の示す課題をとらえること、③つながり、協同、連携の中で対応すること」でなければならない、以上のような支援が成立するための基盤として「保育所が民主的に運営され、気づいたことを自由に伝え合える職員関係が存在すること、他職種、他機関連携に際して保育士の専門性に見合った社会的な評価があること、評価に見合った待遇が保障されキャリアを積み重ねる条件が確保されていること、が必要になる」と述べ、保育所内外の連携を通して保育士としての専門性が高められていくことの重要性について強調している。



## IV. 考察—保育ソーシャルワーク研究における到達点—

### 1. 保育ソーシャルワークの独自性

保育ソーシャルワークが必要とされる背景と先行研究を整理した結果、保育所においては「ケアワーク【子どもの保育・保育指導】—ソーシャルワーク」が明確に切り分けられるのではなく、相互につながりをもって展開されており、それは、子どもと保護者の豊かで安定した生活＝well-beingの実現を目指す実践であるといえる。そこで本研究における到達点としては、保育ソーシャルワークの独自性を次のように試案として提示したい。

保育ソーシャルワークとは、子どもの最善の利益の尊重を前提とし、ケアワークを基盤として展開される【連続性】。それは、日々、子どもと保護者の状況を把握し理解することによって課題を早期に発見、対応し、予防ができるという強みを持ち【日常性】、専門職と保護者との間の相互作用を活かして行われる【相互性】。これらが円滑に展開されることにより、子どもと保護者のwell-beingの実現にむすびつく（図1）。

### 2. 保育ソーシャルワークの実践主体

本研究においては、特に保育所における実践に着目してきたが、先行研究のレビューから、保育ソーシャルワークの実践主体は、①保育士もしくは②社会福祉士（ソーシャルワーカー）がのぞましいとされていることが明らかになった。さらに、保護者の要望や家庭のニーズが、子どもの最善の利益の尊重と相反することも少なくないため、あくまでも子どもの最善の利益を尊重しつつ、保護者の課題をどのように支援し解決に導いていくのかが問われている。本研究においては、「連続性」や「日常性」、保護者との日々の関係構築（相互性）がより重視される保育所について2つのモデルを試案した（図2）。

①保育士モデルでは、園長や主任など、一定の経験や研修の蓄積によりソーシャルワークを習得した保育士が担い手となり、日常的に子どもや保護者と対面する担任保育士と連携してソーシャルワーク実践を行う。②社会福祉士モデルでは、保育士が社会福祉士資格を取得してソーシャルワーク専任になる、もしくは社会福祉士（ソーシャルワーカー）を保育所に配置する。その場合、主任・園長とも連携をとりながら、家庭との信頼関係を構築しソーシャルワーク実践を行う。いずれにおいても、子どもと保護者の状況に応じてその課題を聴き取り、把握、対応するための相談援助技術や、保育所内のケース会議等における情報共有のしくみが不可欠である。ケアワーク【子どもの保育・保育指導】—ソーシャルワークは連続性を持っているが、今後その保育指導とソーシャルワークをどのように展開していくのか、他機関と連携していく際の判断力等も問われることになるといえよう。

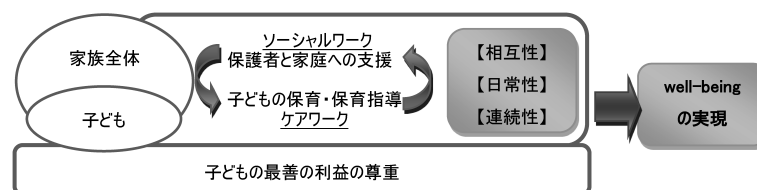


図1 保育ソーシャルワークの独自性（概念図）（試案）

①保育士モデル：園長・主任など、一定の経験・研修においてソーシャルワークを習得した専門職が担い手となる場合

②社会福祉士モデル：保育士が社会福祉士資格を取得、もしくは社会福祉士（ソーシャルワーカー）を配置する場合

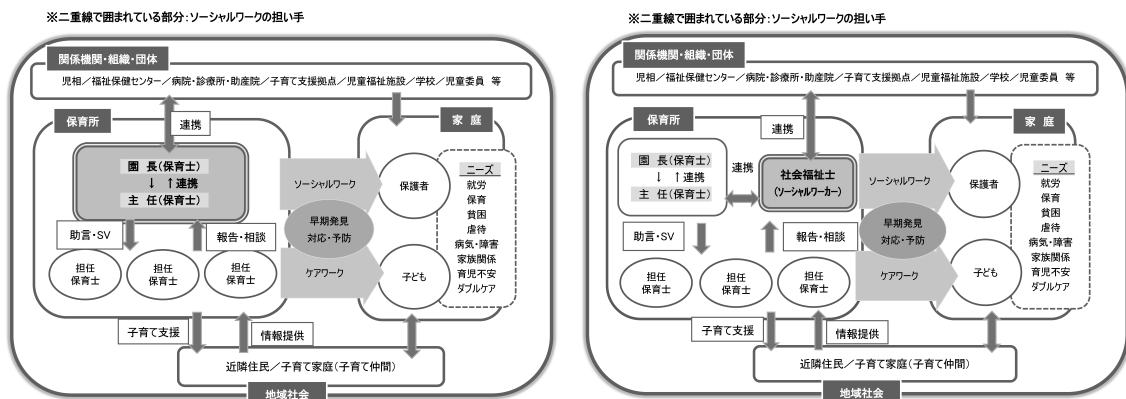


図 2 保育ソーシャルワークにおける実践モデルの構築（試案）

## V. 今後の課題

本研究において、保育ソーシャルワークの独自性は、「連続性」「日常性」「相互性」をもつということが示された。そして「その独自性が十分に発揮されるために、保育所内にソーシャルワークの担い手（実践主体）が存在する」という仮定に基づき、2つの実践モデルを試案した。一方、先行研究のレビューからは、保育ソーシャルワークは保育所や保育士のみですすめていくものではなく、多様な社会資源や専門職との連携やネットワーク構築を通して成立するとの指摘もみられる。保育所と保育士をめぐる状況が日々変化の中で、本研究で試案した実践モデルが効果的に運用・展開されるためには、連携やネットワークの構築とともに、各保育所において社会福祉専門職としての保育士を育て、根づかせていくという取り組みが円滑に進められることが不可欠であろう。

実際に保育所において、試案した実践モデルが運用・展開されているのか、ソーシャルワーク実践がどのように必要とされ認識されているのか、子どもの権利を擁護するしくみをどのように構築しているのか、今後、保育所におけるソーシャルワーク実践の実態及び意識調査の実施を計画し、検証していきたい。

### 注

- 1) 制度発足当時、「社会事業全般」「ケースワーク」「グループワーク」が各 40 時間、1952 年の改定時では「ケースワーク」「グループワーク」「コミュニティ・オーガニゼーション」が各 2 単位であった。新カリキュラムでは「子育て支援（1 単位）」「子ども家庭支援論（2 単位）」となる。

### 引用文献

- 浅原千里（2017）「ソーシャルワークとケアワークの分離に至る過程——『社会福祉士法試案』から『社会福祉士及び介護福祉士法』成立までの議論分析」『日本福祉大学社会福祉論集』136, 39-64.
- 原田明美（2011）「保育ソーシャルワーク（神田試論）についての一考察」『名古屋短期大学研究紀要』49, 135-50.

- 今堀美樹 (2002) 「保育ソーシャルワーク研究——保育士の専門性をめぐる保育内容と援助技術の問題から」『神学と人文：大阪基督教学院・大阪基督教短期大学研究論集』42, 183-91.
- 石井哲夫 (2002) 「私説保育ソーシャルワーク論」『研究年報』7, 1-3.
- 柏女霊峰・有村大士・板倉孝枝・ほか (2009) 「子ども家庭福祉分野におけるソーシャルワークとケアワークの体系化に関する研究 (1) 児童福祉施設における保育士の保育相談支援 (保育指導) 技術の体系化に関する研究 (1) 保育所保育士の技術の把握と施設保育士の保護者支援」『日本子ども家庭総合研究所紀要』46, 31-84.
- 柏女霊峰 (2010) 「第4章 保育相談支援の意義と基本的視点 第3節 子育て支援, ソーシャルワークと保育相談支援」柏女霊峰・橋本真紀著『〈増補版〉保育者の保護者支援——保育相談支援の原理と技術』フレーベル館, 77-100.
- 厚生労働省 (2003) 『社会連帯による次世代育成支援に向けて (次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書)』.
- 厚生労働省 (2008) 『保育所保育指針解説書』フレーベル館.
- 厚生労働省 (2018) 『保育所保育指針解説』フレーベル館.
- 森内智子・奥典之 (2010) 「保育と福祉の協働——保育ソーシャルワークの必要性 (人文・社会科学編)」『四国大学紀要』34, 61-5.
- 森内智子・奥典之 (2011) 「保育ソーシャルワーク——理論化への取り組み (人文・社会科学編)」『四国大学紀要』35, 21-3.
- 日本保育ソーシャルワーク学会「日本保育ソーシャルワーク学会とは」(<https://jarccre.jimdo.com/>, 2018.6.25).
- 野島正剛 (2005) 「保育者のソーシャルワーク, カウンセリングと家族支援——親のエンパワメント」『上田女子短期大学紀要』28, 41-50.
- 新保幸男 (2004) 「児童福祉におけるケアワークとソーシャルワーク」網野武博編著『児童福祉の新展開』同文書院, 105-24.
- 蘇珍伊 (2008) 「保育所におけるソーシャルワークの機能に関する研究——保育士の役割に焦点を当てた質的内容分析」『現代教育学研究紀要』1, 79-88.
- 土田美世子 (2005) 「保育所機能の歴史的変遷と子育て支援保育」『京都光華女子大学研究紀要』43, 161-79.
- 土田美世子 (2011) 「地域子育て拠点施設としての保育所の機能と可能性——保育所ソーシャルワーク支援からの考察」『龍谷大学社会学部紀要』39, 21-31.
- 土田美世子 (2016) 「保育現場におけるソーシャルワーク支援の可能性と課題」『社会福祉研究』127, 11-9.
- 鶴宏史 (2005) 「子育て支援における援助初期の面接技法に関する考察 (事例編) ——保育ソーシャルワーク試論 (2)」『福祉臨床学科紀要』2, 55-65.
- 山本真実 (2000) 「保育所機能の多様化とソーシャルワーク (特集 ソーシャルワーク実践としての家族支援)」『ソーシャルワーク研究』26 (3), 17-24.
- 全国保育協議会 (2008) 『全国の保育所実態調査報告書 2008』.
- 全国保育協議会 (2012) 『全国の保育所実態調査報告書 2011』.
- 全国保育協議会 (2017) 『全国保育協議会会員の实態調査報告書 2016』.

# **The Characteristics of Childcare Social Work: Toward the Construction of a Practice Model in Child Care Center**

Mihoko IIZUKA

Based on the situation in which child-rearing families are being put in recent years, and the roles required by child care center and childcare workers, the background that childcare social work has come to be needed was clarified by arranging changes in the legal system and statistical materials. In addition, through the review of prior research, we will arrange the research trends and issues of childcare social work and present them as the attainment points in this research as follows. The social work of childcare is the premise of respecting the best interests of children and is developed as a foundation for care work. It is a daily by grasping and understanding the situation of children and parents, we have the advantage of being able to find, respond to, and prevent problems at an early stage, and utilize the interaction between the profession and the parents. In addition, in this research, we focused on the practice in the child care center where continuity and daily life are more important, and proposed two models, the child care worker model and the social worker model.

**Key Words:** Child care center, Childcare worker, Social work, Practice model